

議会改革特別委員会 検討結果シート

特別委員会から提出された提言書に関する事後の状況、対応等

令和6年度の議会改革・議会広報改革特別委員会において、提言書に対する報告を求めることが決定（令和7年1月29日）され、令和7年度については、詳細な報告方法について協議を行った。

【経緯】

令和6年6月20日開会の子ども文教委員会において、特別委員会で取りまとめて提出された提言書の理事者の報告に係る取扱いについて申入れがあり、本委員会において協議することとされたため、協議を重ねた結果、以下のとおり取り扱うこととする。

【結論】

特別委員会から提出された提言書は、墨田区議会基本条例第14条に規定された「委員会による政策立案及び政策提言」であることから、提言書に関する事後の状況、対応等について議会として報告を受け、状況を把握することは重要である。

報告の手法としては、すべての提言書の進捗状況等をその都度、委員会において報告事項として取り扱うとなると、各委員会の長時間化の懸念や、提言書によっては両論併記されている提言内容もあり報告が難しい場合もあることから、各委員会で報告事項として取り扱うのではなく、提言書の内容に関して特に予算化等したものについては、年に一回、年度末までに議会に文書で報告することを理事者側に求め、提出があった時点で全議員に配布することとする。

ただし、これは「〇〇提言書に関する報告」としてのとりまとめであり、各委員会において提言書における個別事項を報告事項として取り扱うことを妨げるものではない。

なお、詳細な報告方法については令和7年度に協議を行った結果、以下のとおりとする。

1 報告方法及び内容

理事者に一任する。

2 報告を求める提言書

すべての提言書を対象とするが、報告を求める期間は5年間とする。

期間の始期と終期については、下図のイメージのとおりとし、

本決定による報告の開始は、令和9年3月以降とする。

※提言書提出と報告のイメージ

～R8.4	R9.3～	～R9.4	R10.3～	～R10.4	R11.3～	～R11.4	R12.3～	～R12.4	R13.3～
提出	報告	提出	報告	提出	報告	提出	報告	提出	報告
R7 提言 (高齢者)	R7 提言 (高齢者) R6 提言 R5 提言 R4 提言 R3 提言	R8 提言	R8 提言 R7 提言 R6 提言 R5 提言 R4 提言	R9 提言	R9 提言 R8 提言 R7 提言 R6 提言 R5 提言	R10 提言	R10 提言 R9 提言 R8 提言 R7 提言 R6 提言	R11 提言	R11 提言 R10 提言 R9 提言 R8 提言 R7 提言

提出した議会年度（5月～4月）を基本とする。提出した月（例えば10月提出）を基準としない。